

入札公告(再度)

次のとおり競争入札に付します。

令和6年5月17日

日本司法支援センター 理事長 丸島俊介

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 戸籍附票の写し又は住民票の写しの取得代行業務委託一式
- (2) 仕様等 入札説明書及び仕様書による
- (3) 履行場所 日本司法支援センターが指定する場所
- (4) 履行期間 入札説明書及び仕様書による

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度法務省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」においてA、B、C又はDの等級に格付けされた資格を有する者であること。
- (4) 仕様書「第9 受託者の資格に関する事項」に掲げる条件を満たす者であること。
- (5) 法律事務を遂行するに当たり、多数の者に損害を与えた者でないこと及びその者と密接な関係がある者でないこと。
- (6) 入札公告日から起算して過去6か月以内に、法人又は法人の役員が、贈賄、競売等妨害又は談合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反等、契約に関する行為により公訴を提起されていないこと。ただし、無罪判決が確定している場合を除く。

3 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係(木村)
電話 050-3381-1573

4 入札説明書等の配布期間及び配布場所

入札公告日から令和6年5月30日(木)
上記3の場所及び当センターホームページ上

5 入札説明会の日時及び場所

入札説明会は実施しない。

6 入札書の提出期限及び提出場所

令和6年5月30日（木）12時00分

東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係

7 開札の日時及び場所

令和6年5月30日（木）14時00分

東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

日本司法支援センター本部 会議室

8 入札方式

最低価格落札方式

9 入札保証金及び契約保証金

納付を免除する。

10 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

11 契約書作成の要否

要

12 その他

(1) 詳細は、入札説明書等による。

(2) 本公告期間中に公告内容に変更が生じた場合又は本公告を取り消す場合は、上記3の場所及び当センターホームページ上において公告する。

戸籍附票の写し又は住民票の写しの取得代行業務委託 一式

期 日	業務内容	備考
5月17日 金	入札公告 ※法テラスホームページに掲出 本部南側入口掲示板に掲示 入札説明会(実施しない)	
5月21日 火 17:00	質問書提出期限	
5月23日 木 17:00	質問書回答期限	
5月27日 月 17:00	履行確約書等提出期限	
5月28日 火 17:00	入札参加可否通知期限	
5月30日 木 12:00	入札書提出期限	
5月30日 木 14:00	開札・落札者決定	本部会議室

入札説明書

日本司法支援センター

入札に参加する者は、入札公告、別添契約書案及び本書記載事項等を熟知の上、入札すること。

- 1 入札事項 **戸籍附票の写し又は住民票の写しの取得代行業務委託一式**
- 2 仕様 **別添仕様書のとおり**
- 3 入札書提出期限及び提出場所 **令和6年5月30日(木) 12時00分**
日本司法支援センター本部
総務部財務会計課第二係
〒164-8721
東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
- 4 開札日時及び場所 **令和6年5月30日(木) 14時00分**
日本司法支援センター本部 会議室
〒164-8721
東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
- 5 契約予定日 **令和6年5月30日(木)**
- 6 履行期間 **別添仕様書のとおり**
- 7 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度法務省競争参加資格(全省庁統一資格)「**役務の提供等**」において**A、B、C又はD**の等級に格付けされた資格を有する者であること。
- (4) 仕様書「**第9 受託者の資格に関する事項**」に掲げる条件を満たす者であること。
- (5) 法律事務を遂行するに当たり、多数の者に損害を与えた者でないこと及びその者と密接な関係がある者でないこと。
- (6) 入札公告日から起算して過去6か月以内に、法人又は法人の役員が、贈賄、競売等妨害又は談合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反等、契約に関する行為により公訴を提起されていないこと。ただし、無罪判決が確定している場合を除く。

8 入札参加条件

入札に参加しようとする者(以下「入札者」という。)は、以下に掲げる書類を準備し、下記の提出期限までに指定の場所に持参(土日祝日並びに12月29日から1月3日までを除く毎日、10時から17時まで)、郵送等(書留郵便等に限る。提出期間内必着)又は電子メールにより提出すること。提出された書類に基づく当センターの審査に合格することを入札参加条件とする。

電子メールで提出する場合のメールの表題は、「**【入札書類提出】戸籍附票の写**

し又は住民票の写しの取得代行業務委託一式 ○○社」とすること。

なお、競争参加資格に係る審査結果については、令和6年5月28日（火）17時までにFAX又は電子メールにより通知するので、審査に合格していることを確認の上、上記3の提出期限までに入札書を提出し、入札に参加すること。

- (1) 本件仕様書の要件を満たすことを確約した書面（別紙「履行確約書」書式による）…………… 1部
- (2) 「結果通知書」（別添書式による）…………… 1部
（別添「結果通知書」に会社名、担当者名、FAX番号及びメールアドレスを記入の上、提出すること。）
- (3) 令和4・5・6年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「資格審査結果通知書」の写し…………… 1部
- (4) 本件仕様書に基づいた「定価ベースによる価格証明書」…………… 1部
表題は「価格証明書」とし、積算根拠を明確かつ詳細に記載したもの（業務の内容、規格、単価及び数量を詳細に記載すること。）で、本件仕様書に基づき業務を行った場合の定価ベースによる総額を積算し、入札者が署名又は記名押印を行うこと（値引き等を考慮せず、入札価格そのものを証明するものではないことに留意すること。）。
- (5) 「暴力団排除」に関する誓約書（別添書式による）…………… 1部
- (6) 「法律事務を遂行するに当たり、多数の者に損害を与えた者でないこと及びその者と密接な関係がある者でないこと」に関する誓約書（別添書式による）…………… 1部
本誓約書には、個人にあっては入札者本人の住民票の写し（入札日から前3月以内に発行されたもの、なお入札者本人以外の記載は省略可）、法人にあっては入札者の登記事項証明書（履歴事項全部証明書、入札日から前3月以内に発行されたもの）を添付すること。
- (7) 仕様書「第9 受託者の資格に関する事項」に記載の要件を満たすことを証する書面の写し…………… 1部

提出期限 令和6年5月27日（月）17時00分

提出場所 日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係

〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

電話番号：050-3381-1573

E-mail：keiyaku@houterasu.or.jp

※ 書類提出時に添付の「競争入札参加資格審査申請提出書類チェックリスト」により内容を確認の上、提出すること。

9 入札の方法等

(1) 入札の方法

ア 入札金額は、取得依頼1件当たりの単価（整数とする。）で記入し、金額の冒頭に¥記号を記載すること。

イ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった単価の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとす

る。)

ウ 落札後における契約締結に当たっては、入札書に記載された単価による単価契約とする。ただし、消費税及び地方消費税は外税とし、請求書に明示して併せて請求するものとする。

エ 落札者は、落札決定後速やかに当該落札に係る入札書の金額の内訳（上記8(4)の価格証明書書式と同様書式で可。）を作成の上、書面により提出すること。

(2) 入札書の提出方法

ア 入札書を持参又は郵送等により提出すること。なお、競争参加資格に係る審査に合格した者であっても、上記3の提出期限までに入札書の提出がなかった場合は、入札を辞退したものとみなす。

イ 入札書は所定の用紙を使用すること。

ウ 入札書の日付は、入札書作成日付を記載すること（開札日の日付ではないことに留意すること。）。

エ 入札書を持参して提出する場合は、封筒に入れて密封し、その封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「**戸籍附票の写し又は住民票の写しの取得代行業務委託 一式の入札書在中**」と朱書きすること。

郵送等により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「**戸籍附票の写し又は住民票の写しの取得代行業務委託 一式の入札書在中**」の旨朱書きし、中封筒には、持参して提出する場合と同様に氏名等を朱書きすること。なお、郵送等による場合は、誤配等があった場合のため、発送日時が調査可能な方法（例えば書留郵便）を利用すること。

オ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。なお、提出前の入札書の記載事項（金額、数量及び単価は除く。）を訂正するときは、当該訂正部分を二重線で訂正し、当該訂正部分に押印すること。

カ 入札者本人（法人の場合は代表者）が入札するときは、入札書には、当該本人が署名・記名及び押印すること。入札者本人（法人の場合は代表者）以外の者が入札するときは、入札者本人（法人の場合は代表者）から本件入札に関する代理権限を付与された委任状を添付し、入札書には、代理人が署名又は記名押印すること。なお、担当者の氏名及び連絡先を記載した場合は、押印省略可とする。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

ア 入札参加資格のない入札者による入札

イ 入札物件名、入札金額、入札実行者名の確認ができないもの

ウ 入札金額、数量及び単価が訂正されているもの

エ 入札書に日付のないもの又は日付に誤りがあるもの

オ 入札書に入札実行者の署名又は記名のないもの

カ 入札書記載の入札金額（総額）の算出過程に誤りがあるもの

キ 暴力団排除に関する誓約書を提出しない場合及び誓約書に反することとなった場合

ク 複数者の入札者の代理をした者により提出されたもの

ケ その他入札に関する条件に違反したもの

10 開札

- (1) 開札は、入札実行者の面前で行う。
- (2) 入札場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者
- (3) 本件入札に関し、競争参加者が相連合し、又は不穏な挙動をするなどの場合で、競争入札を公正に執行することができないと認めたときは、入札の執行を中止する。
- (4) 入札場への入場は、入札事業者 1 社につき 1 名とする。

11 落札者の決定

- (1) 上記 8 の提出書類の審査に合格し、かつ、有効な入札書を提出した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で**最低の価格**をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、引き続き再度の入札を行うことがあるので、あらかじめ複数枚の入札書用紙を準備すること。

なお、欠席又は開札時刻に遅れた者は、再度入札参加資格を失うものとする。

- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに「くじ」により落札者を決定する。なお、入札実行者が「くじ」を引くことができないときは、入札執行事務に関係のないセンター職員が「くじ」を引くものとする。
- (4) 本件調達が、日本司法支援センター契約事務取扱細則第 17 条第 1 項に定める契約（予定価格が 1 千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約）となる場合において、入札書に記載された金額に消費税相当分加算した金額が予定価格の制限の範囲内であったとしても、予定価格の 60% を下回る金額であったときは、落札決定を留保した上で所要の調査を行うこととする。その結果、当該金額によって契約の本旨に沿った履行が可能と判断できない場合は、落札者としがない場合がある。

また、当該金額が公正な取引を害するおそれがあると判断した場合は、競争参加資格を取り消す場合がある。

12 契約書の作成

競争入札を実施し、契約の相手方が決定したときは、上記 5 の契約予定日付けで別添様式による契約書を取り交わすものとする。

13 質問書の提出

仕様に関して質問がある場合は、後記質問書提出期限までに後記 14 の問合せ先に質問書（別添参照）を電子メール（エクセルファイル）により提出すること。口頭又は電話による質問は受け付けない。質問書に対する回答については、下記質問書回答期限までに当センターホームページに掲載する（質問書の提出がない場合は掲載しない）。

質問書提出期限 **令和 6 年 5 月 21 日（火） 17 時 00 分**

提出場所 **日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係**

質問回答期限 **令和 6 年 5 月 23 日（木） 17 時 00 分**

14 入札手続に関する問合せ先

日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係（木村）

電 話 番 号 : 050-3381-1573

F A X 番 号 : 03-5358-1058

E - m a i l : keiyaku@houterasu.or.jp

※メールの表題は下記のようなタイトルにして送付すること。

メール表題例

**【入札・質問】「戸籍附票の写し又は住民票の写しの取得代行業務委託 一
式 仕様書に関する質問について」〇〇社**

15 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
納付を免除する。
- (3) 費用の自己負担
入札者は、契約の有無にかかわらず、入札参加に要する一切の費用を負担するものとする。

戸籍附票の写し又は住民票の写しの取得代行業務委託 仕様書

第1 業務の目的及び内容

日本司法支援センター（以下「センター」という。）の業務の被援助者であつて所在不明の者の所在を把握することを目的として、地方自治体から戸籍附票の写し又は住民票の写し（以下「附票等」という。）を取得することを代行するもの。

第2 契約期間

契約期間は、契約締結日から令和7年11月30日までとする。

附票等の取得依頼は、令和6年6月1日から令和7年3月31日までとし、この間に依頼した附票等については、令和7年11月30日まで、本仕様書の定めにより本業務を行うこと。

第3 本業務の取扱い

1 依頼の方法

センターは、以下に掲げる書類を提供し、受託者に附票等の取得を依頼する。

(1)はエクセルファイル、(2)及び(3)はPDFファイルで受託者に提供する。

(1) 依頼に係る被援助者（以下「取得対象者」という。）のリスト（以下「取得対象者リスト」という。）

取得対象者リストには、以下の事項を記載する。

ア 取得対象者の氏名及び生年月日

イ 取得対象者を識別するため、センターが指定した固有の管理番号

ウ 取得対象者の担当事務所名及び援助番号（例：東京2021-123456）

エ 戸籍附票の写しを取得する場合には、取得対象者の戸籍の筆頭者氏名及び本籍地

オ 住民票の写しを取得する場合には、取得対象者の住所

(2) センターが取得対象者に対して債権を有していることを証する書類（以下「契約書等」という。）

(3) その他の附票等の取得請求に必要な資料

2 取得請求の方法

受託者は、センターから提供された取得対象者リストに基づき、地方自治体に附票等の取得請求を行うこと。なお、本籍地や住所の行政区画が市町村合併等により、センターが提供した取得対象者リストから変更されている場合には、受託者において調査し、現在の行政区画に修正して附票等を請求すること。

取得請求は、以下(1)から(4)に掲げる書類を同封し、郵便で行うこと。地方自治体に対する発送及び受領は、ともに普通、定形郵便とする（重さにより定形外となる場合を除く。）。速達等で請求する必要がある場合は、センターが別に指定する。取得請求に使用する発送用封筒及び返信用封筒は、受託者において

用意するものとする。

- (1) 取得請求書
- (2) 契約書等その他の附票等の取得請求に必要な資料
- (3) 定額小為替
- (4) 返信用切手及び返信用封筒

また、受託者が地方自治体から追加資料等の提出を求められたときは、その旨を速やかにセンターに報告し、センターの指示に従って対応すること。

3 結果報告の期限

受託者は、依頼から原則 45 日以内（ゴールデンウィーク（5月3日～5月5日）及び年末年始（12月29日～翌年1月3日）は除く。）にその結果をセンターに報告すること（ただし、依頼した地方自治体からの回答が遅い場合など、受託者の責めに帰す事由がない場合を除く。）。

なお、取得した戸籍附票の写しが除籍・除票・消除となっていた場合は、最終住所地に係る住民票の写しを追加で取得すること。また、住民票の写しについて転出や改製により除票となっていた場合は、最終住所地に係る住民票の写しを追加で取得すること。なお、追加取得を要したものについては、結果報告が 45 日を超えることも可とする。

4 結果報告の方法

受託者からセンターに対する結果報告は、取得した附票等及び納品リスト（エクセルファイル）の提出によることとする。

(1) 取得した附票等の取扱い

取得した附票等については、以下ア及びイの事項を適宜の方法で記載すること。なお、1 件の取得依頼について附票等を複数取得したものについては、一括りとし、取得年月日が新しいものから順に並べ、ステープラーで左上に 1 点留めで編綴すること。この場合において、以下ア及びイの事項の記載は、最後に取得した附票等についてすれば足りる。

受託者は、取得した附票等についてセンターから質問があった場合は、速やかに対応し、必要に応じ附票等を発行した地方自治体へ調査を行った上で、回答すること。

ア 管理番号

イ 担当事務所及び援助番号

(2) 納品リストの記載事項

納品リストには、取得対象者ごとに以下の事項を記載すること。

各項目の記載順などは、別途センターと協議の上、決定すること。

ア 管理番号

イ 担当事務所名及び援助番号

ウ 取得対象者名

エ 最終住所地の郵便番号

オ 使用した郵券の合計額

カ 附票等の取得に要した小為替の合計額

キ 定額小為替の発行手数料

ク オからキまでの合計額

ケ 附票等が取得できなかった場合には、備考欄にその旨

5 依頼及び納品リストの提出にかかる送受信の方法

インターネット経由で行うこととし、受託者側でセキュリティ対策を講じた受渡し環境を準備すること。受渡し環境に外部サービスを利用する場合は、国内のサーバを利用したサービスから選択すること。この開発環境の構築にかかる費用は受託者の負担とする。

サービス選択について、必要に応じセンターと協議を行うこと。

第4 依頼件数及び依頼時期

契約期間を通しての依頼件数は、10,000件程度を予定している。

また、1月当たりの最低依頼件数は、300件とする。

なお、見込み依頼件数は以上のとおりであるが、この件数を保証するものではない。

依頼時期は、1月に1回（毎月30日頃）を予定しており、1回あたり数百件程度の取得依頼を見込んでいる。

第5 実費の立替払

地方自治体に対する取得手数料、取得手数料支払のための定額小為替発行手数料及び使用した郵券の合計額については、追加請求したものも含め受託者が立て替えて支払い、受託者からの請求に基づき契約金額とは別にセンターが受託者に対してその実費を支払う。

なお、センターへの納品のための費用は、実費請求の対象とならない。

第6 機密保持及び情報セキュリティ

受託者は、次の機密保持に関する義務を負う。契約終了後も同様とする。

- 1 受託者は、本業務に関してセンターが開示した情報、契約履行過程で生じた提出物（印刷した帳票を含む。）及び本業務を履行する上で知り得た一切の情報（公知のものを除く。）について、どのような場合にもセンターが開示することを認めていない者に開示又は漏らしてはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。また、受託者は、本業務で知り得た情報を他の目的で使用しないこと。なお、受託者は、本業務の履行中に入手した情報を第三者に開示することが必要な場合は、あらかじめセンターの承認を得なければならない。
- 2 受託者は、本業務を履行するに当たりセンターから開示を受けた資料、データ、蔵置媒体、作成を受けたメモや入手した情報等の記録及びその複製等全てを、契約終了時にセンターに返却又は確実に廃棄することとし、そのために必要となる措置を講じること。
- 3 受託者は、本業務を履行するに当たり、センターの「情報セキュリティ対策基準」等情報セキュリティ関係規程にのっとり情報を取り扱うこと。
- 4 その他、本業務に関する機密保持について適切な措置を講ずること。
- 5 受託者は、本業務においてセキュリティインシデントが発生した場合の報告・対応手順を整備すること。
- 6 受託者は、本業務を履行するに当たりセンターから提供する情報を、本業務遂行の目的以外で利用しないこと。
- 7 受託者は、センターの許可なく、取り扱う情報を持ち出し、あるいは複製しないこと。また、本業務を履行するに当たり、取り扱う情報に意図しない変更

が加えられないための管理体制をとること。

- 8 本業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合には、直ちにセンターに報告すること。
- 9 本業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、センターが情報セキュリティ監査の実施を必要と判断し、センターがその実施内容（監査内容、対象範囲、実施等）を定めて、情報セキュリティ監査を実施する場合は（センターが選定した事業者による監査を含む。）、真摯に対応すること。
- 10 受託者は、本業務における情報セキュリティ対策の履行状況についてセンターが改善を求めた場合には、センターと協議の上、必要な改善策を立案して速やかに実施すること。
- 11 本業務を海外で行うことは認めない。

第7 法令遵守

受託者は、民法（明治29年法律第89号）、刑法（明治40年法律第45号）、著作権法（昭和45年法律第48号）、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）等の関係法規を遵守すること。また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等及びセンターが定めた保有個人情報保護管理規程を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

第8 再委託に関する事項

- 1 受託者は、本業務の全部又は主たる部分を第三者に実施させること（以下「再委託」という。）を禁止するものとする。
ただし、受託者が本業務の主たる部分でない一部について、再委託先の商号又は名称、住所、再委託する業務の範囲、再委託する理由、再委託先に係る業務の履行能力、再委託予定金額、その他センターが求める事項を記載した申請書及び再委託先に係る履行体制図をあらかじめ提出して再委託の申請を行い、センターが承認した場合はこの限りではない。なお、契約金額に対する再委託予定金額の割合は、原則2分の1未満とすること。
- 2 受託者は、再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。受託者は、本契約上受託者に求められる水準と同等の情報セキュリティ水準を、再委託先においても確保すること。また、受託者は、再委託先が実施する情報セキュリティ対策及びその実施状況について、センターに報告すること。
- 3 受託者は、センターが承認した再委託の内容について変更しようとする時は、変更する事項及び理由等について記載した申請書を提出し、センターの承認を得るものとする。
- 4 再委託先において、本仕様書の遵守事項に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合には、受託者が一切の責任を負うとともに、当該再委託先への再委託を中止しなければならない。

第9 受託者の資格に関する事項

受託者は、以下のいずれかの資格等を有する者で、契約期間中に資格等の更新

又は継続を行う者であることを要する。

- 1 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与するプライバシーマークを取得している者。
- 2 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度による認証（JIS Q 27001 及び ISO/IEC 27001）を受けている者。

第 10 その他事項

- 1 本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたとき、又は本業務の内容を変更する必要があるときは、センターと受託者で協議の上、決定するものとする。
- 2 本仕様書の内容又は解釈等に疑義が生じた場合は、センターと受託者で協議の上、対応すること。

質 問 書

件名：「戸籍附票の写し又は住民票の写しの取得代行業務委託 一式」

日 付 令和 年 月 日

所在地

会社名

担当者

電 話

F A X

E-mail

項番	区 分	該当ページ	質 問 事 項	回 答
1	仕様書〇(〇)	〇〇ページ	「〇〇〇」について ※内容は簡潔にまとめること	

用紙規格：日本産業規格A列4番縦長横書き

エクセルファイルで作成・送付のこと

【別紙】

履 行 確 約 書

日本司法支援センター理事長 殿

当社は、令和6年5月17日付け公告の「戸籍附票の写し又は住民票の写しの取得
代行業務委託 一式」に係る仕様書等を検討した結果、契約締結に至った場合には、
契約事項遵守の上、仕様書記載の業務を確実に履行し得ることを確約いたします。

令和 年 月 日

住 所

会社名

代表者

印

担当者

氏 名

連絡先

※担当者の氏名、連絡先を記載した場合は、代表者の押印省略可

会 社 名

担当者氏名

(FAX番号)

(メールアドレス)

日本司法支援センター

結 果 通 知 書

貴社から提出がありました令和6年5月17日付け公告の「戸籍附票の写し又は住民票の写しの取得代行業務委託 一式」に関する入札参加資格の審査結果は、以下のとおりです。

合 格

不 合 格

東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

日本司法支援センター本部 総務部財務会計課 木村

電話 050-3381-1573

※ 本通知書による合格の連絡を受領した後に、入札書を提出してください。

なお、入札書の提出期限となる時刻と開札時刻とは異なりますので、ご注意ください。

入札書を提出し、開札を欠席する場合は、あらかじめ当センターに連絡してください。

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

日本司法支援センター

理事長 殿

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

印

担当者

氏 名

連絡先

（注）担当者の氏名、連絡先を明記した場合は、代表者の押印省略可

誓 約 書

- 私
 当社

は、下記に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 当法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）が、法律事務を遂行するに当たり多数の者に損害を与えた。
- 2 当法人等が、法律事務を遂行するに当たり多数の者に損害を与えた法人等と密接な関係にあった。

日本司法支援センター
理事長 殿

令和 年 月 日
住所（又は所在地）
社名及び代表者名

印

担当者
氏 名
連絡先

（注）担当者の氏名、連絡先を明記した場合は、代表者の押印省略可

※ 個人にあつては、記入者本人の住民票の写し（入札日から前3月以内に発行されたもの、なお記入者本人以外の記載は省略可）、法人にあつては記入者の登記事項証明書（履歴事項全部証明書、入札日から前3月以内に発行されたもの）を添付すること

入 札 書

入札物件名 戸籍附票の写し又は住民票の写しの取得代行業務委託一式

金	/	/	/	/	/	万	千	百	十	円

(取得依頼 1 件当たり・税抜価格)

上記金額で入札説明書、契約条項、仕様書、
その他関係事項一切を承諾の上入札いたします。

令和 年 月 日

日本司法支援センター理事長 殿

所 在 地

会 社 名

代表者氏名
又は
代理人氏名

印

(注) 担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、押印省略可

担当者

氏 名

連絡先

委 任 状

日本司法支援センター理事長 殿

私は、下記の者を、「戸籍附票の写し又は住民票の写しの取得代行業務委託 一式」の契約に関し、当社の代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 入札に関する件
- 2 見積りに関する件
- 3 契約締結に関する件
- 4 代金請求及び領収に関する件
- 5 復代理人選任の件
- 6 上記に付随する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者 所 在 地

商号又は法人の名称

代表者氏名

印

受 任 者 住所・連絡先

氏 名

(注) 受任者の連絡先を明記した場合は、押印省略可

代 理 人
使用印鑑

委 任 状

日本司法支援センター理事長 殿

私は、下記の者を、「戸籍附票の写し又は住民票の写しの取得代行業務委託 一式」の契約に関し、当社の代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 入札に関する件
- 2 見積りに関する件
- 3 契約締結に関する件
- 4 上記に付随する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者 所 在 地

商号又は法人の名称

代表者氏名

受 任 者 氏 名

印

復 代 理 人 住 所 ・ 連 絡 先
氏 名

復代理人
使用印鑑

(注) 復代理人の連絡先を明記した場合は、押印省略可

契 約 書

1. 件 名 戸籍附票の写し又は住民票の写しの取得代行業務委託 一式
2. 仕 様 別添仕様書のとおり
3. 履行場所 別添仕様書のとおり
4. 履行期間 別添仕様書のとおり
5. 契約単価 取得依頼 1 件につき金●円（消費税及び地方消費税額を含まない。）

頭書の業務について、日本司法支援センター（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、以下のとおり、業務委託契約（準委任）を締結する。

（契約の目的）

第 1 条 本契約は、乙が別添仕様書に基づく業務（以下「本件業務」という。）を行い、甲が契約代金を支払うことを目的とする。

（監督）

第 2 条 甲は、乙による本件業務の遂行状況を監督するため、甲の指定する監督者その他の者（以下「監督者等」という。）を乙に事前に通知の上、乙の通常営業時間内に乙の作業場その他の関係場所に派遣することができる。

2 乙は、監督者等の職務に協力しなければならない。

3 甲又は監督者等は、本契約の目的の達成に重大な影響を及ぼすと判断される事項については、書面で変更又は改善の指示をすることができる。

（報告及び確認）

第 3 条 乙は、本件業務を完了したときは、その都度、実施した業務について別添仕様書第 3 の 4 で定める方法により甲に報告する。

2 甲は、乙から前項の報告があったときは、その日から 10 日以内に確認を行い、報告内容に疑義がない場合は、乙に対し、本件業務の終了の確認を書面で通知する。

3 第 1 項の報告に疑義がある場合は、甲乙協議の上、修正の可否について決定する。

（契約代金の請求及び支払）

第 4 条 乙は、甲から前条第 2 項の通知を受領したときは、甲に対し、契約代金並びに地方自治体に対する取得手数料、手数料支払のための定額小為替発行手数料及び郵送料（以下「契約代金等」という。）の支払を請求することができる。ただ

し、請求は1月分まとめて行う。その際、消費税及び地方消費税額（消費税及び地方消費税額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を明示し、併せて請求するものとする。乙が消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第7号の2に定める適格請求書発行事業者である場合は、同法第57条の4第1項各号に掲げる事項を請求書、納品書その他これらに類する書類に記載しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求があったときは、その請求を受けた日から30日以内に契約代金等を乙に支払うものとする。
- 3 甲は、自己の責めに帰すべき事由により前項に定める期間内に契約代金等を支払わなかったときは、乙に対して、その支払期限の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、年2.5パーセント（本契約期間中に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定められた率が改定された場合、改定後の期間に係る率は、改定後の率とする。）の割合で計算した額を遅延利息として支払うものとする。ただし、前項に定める期間内に支払わないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は、前項に定める期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計上しないものとする。
- 4 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、甲は、これを支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

（再委託）

第5条 乙は、本件業務の全部を第三者に委託することはできない。

- 2 乙は、本件業務の一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）しようとする場合には、甲の定める様式により再委託承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、再委託について、別添仕様書に別の定めがある場合は、その定めによる。
- 3 乙は、本件業務の一部を再委託したときは、再委託先の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。
- 4 乙は、本件業務の一部を再委託しようとするときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託先と約定しなければならない。

（再委託に関する内容の変更）

第6条 乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式

により再委託変更承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。

(履行体制)

第7条 乙は、再委託先から更に第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称、住所及び委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を甲の定める様式により作成し、甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに甲に書面により届け出なければならない。ただし、商号若しくは名称又は住所のみの変更の場合は、届出を要しない。

3 前項の場合において、甲は本件業務の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(個人情報等の取扱い)

第8条 乙は、本件業務に関して、甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び乙が策定した個人情報保護に関する基本方針等を遵守し、適正に取り扱うこととし、次の各号に従うこと。

(1) 乙は、本件業務の履行に際し取り扱う個人情報等に関して、秘密保持及び適正管理の義務を負うこと。

(2) 乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う場合には、責任者、業務従事者の管理体制、実施体制及び個人情報等の管理状況に係る検査に関する事項等を整備し、その内容を甲に対し書面で報告すること。

(3) 乙は、甲から提供された個人情報等を実施体制に定めた者以外の者には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用しないこと。

(4) 乙は、個人情報等を複製等する場合、あらかじめ書面により甲の承諾を受けること。

(5) 乙は、甲から提供された個人情報等が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）について、本件業務の終了後、あらかじめ合意した方法により、速やかに甲に返却し、又は、個人情報等を復元及び判読不可能な状態に消去若しくは廃棄すること。消去又は廃棄した場合には、甲の定める様式により「廃棄等報告書」を提出すること。

(6) 乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う業務（以下「委託業務」という。）を第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社を含む。）に再委託をしようとする場合には、甲の定める様式により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託承認申請書」を提出

し、あらかじめ甲の承認を受けること。

(7) 乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託変更承認申請書」を提出し、甲の承認を受けること。

(8) 前2号の規定に基づく取扱いについては、再委託先が委託業務を更に再委託しようとする場合についても同様とする。

(9) 乙は、本件業務を再委託したときは、再委託先の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。また、本条において、甲が乙に求める個人情報等の適切な管理のために必要な事項について、本契約書を準用して、再委託先と約定すること。

(10) 乙は、乙及び再委託先の個人情報等の管理につき、定期的に検査を行うこと。

(11) 乙は、本件業務を終了するときは、個人情報等が記録されている媒体を甲に返却することとし、外部への送付又は持出しをしてはならないこと。

(12) 乙は、本件業務に関して甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等を当該業務の終了後においても漏えいしないこと。

(13) 乙は、個人情報等の漏えい等の防止、被害拡大防止等のための適切な措置を採ることとし、漏えい等の事故が発生した場合には、速やかにその内容を甲に報告するとともに、甲の指示に従い、必要な措置を講ずること。

(14) 乙は、乙又は再委託先の責めに帰すべき事由により、個人情報等の漏えい、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負うこと。

2 甲は、必要と認めた場合は、乙又は再委託先の管理体制、実施体制、個人情報等の管理状況等について、乙に対し質問し、資料の提供を求め、乙又は再委託先の事業所等の関係場所において調査をすることができる。

3 乙が第1項各号のいずれかに違反したことにより甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(権利義務の譲渡禁止等)

第9条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生じる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、この限りでない。

(善管注意義務)

第10条 乙は、本契約の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって本件業務を処理

しなければならない。

(甲の契約解除権等)

第 11 条 甲は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する事由があるときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 本件業務の履行に関し、乙又は乙の代理人に不正行為があったとき。
- (2) 履行期限内に本件業務を履行する見込みのないことが明らかに認められたとき。
- (3) 乙が本契約の条項に違反したとき。

2 前項各号のいずれかに該当するときは、甲は、契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約単価に予定数量を乗じて得た額の 100 分の 10 に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。乙が甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、その期限が到来した日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に 100 円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が 100 円未満である場合には支払を要しないものとする。

3 前項に定める違約金は、損害賠償額の予定又はその一部としないものとする。

4 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、本件業務を履行することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。

5 甲及び乙は、第 1 項又は前項によるほか、双方の合意があったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

6 第 1 項、第 4 項又は前項の規定により本契約が解除されたときは、甲は、業務が完了した部分に対し、算出した金額を乙に支払わなければならない。

(損害の賠償)

第 12 条 乙は、債務不履行その他原因のいかににかかわらず、甲に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

2 前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(談合等の不正行為に係る契約解除)

第 13 条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 7 条又は第 8 条の 2 (同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合

に限る。以下同じ。)の規定による排除措置命令を行ったとき。

(2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第14条 乙は、本契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約単価に予定数量を乗じて得た額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条又は第8条の2の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人)について、刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による罪に係る有罪判決が確定したとき。

2 乙は、前項第3号に規定する場合に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、前項の契約単価に予定数量を乗じて得た額の100分の10に相当する額のほか、契約単価に予定数量を乗じて得た額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期限までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付命令(同法第7条の3第1項、第2項又は第3項の規定を適用したものに限り。)を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

5 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、その期限が到来した日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

6 本条の規定は、本件業務の履行が完了した後においても効力を有する。

(属性要件に基づく契約解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第16条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為

をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(再委託先等に関する確約)

第 17 条 乙は、前 2 条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を再委託先等（再委託先（再委託以降の全ての受託者を含む。）及び乙が当該契約に関して個別に契約する場合の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再委託先等に関する契約解除)

第 18 条 乙は、契約後に再委託先等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再委託先等との契約を解除し、又は再委託先等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再委託先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再委託先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再委託先等との契約を解除せず、若しくは再委託先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(違約金等)

第 19 条 甲は、乙が第 15 条及び第 16 条の各号のいずれかに該当すると認められるときは、本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約単価に予定数量を乗じて得た額の 100 分の 10 に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。

- 2 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。
- 3 甲は、第 15 条、第 16 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。
- 4 乙は、甲が第 15 条、第 16 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 5 前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。
- 6 乙が第 1 項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は甲に対し、その期限が到来した日の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない

い。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第20条 乙は、自ら又は再委託先等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下単に「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再委託先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(所有権)

第21条 本契約に係る成果物の所有権は、その引渡しにより甲に帰属するものとする。

(知的財産権の帰属等)

第22条 本契約により納入される成果物の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利をいう。)は、別添仕様書に別の定めがある場合を除き、前条に規定する所有権の移転の時に甲に移転するものとする。

2 乙は、別添仕様書に別の定めがある場合を除き、甲及び甲が指定する第三者に対して、成果物に係る著作権者人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権)を一切行使しないものとする。

3 乙は、成果物の作成に当たり、第三者の特許権、意匠権、著作権等の知的財産権を利用するときは、その利用に対する一切の責任を負うものとする。

4 前項の知的財産権の利用に関し、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、自己の責任において解決に当たるものとする。

5 前項の紛争により甲が損害を被ったときは、乙は、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

(過失責任)

第23条 乙は、乙の従業員等の故意又は過失により甲の施設機器等を破損又は紛失した場合、その損害を賠償する責めを負うものとする。ただし、甲がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

2 乙は、甲の責めに帰することができない事由により乙の従業員等が本件業務遂行中に被った損害につき、これを補償するものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

(危険負担)

第24条 甲は、当事者双方の責めに帰することができない事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことができる。

2 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことはできない。ただし、自己の債務を免れたことにより、利益を得たときは、これを甲に償還しなければならない。

(秘密の保持)

第 25 条 乙は、本契約の遂行上知り得た秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、本契約が終了した後も有効に存続する。

(契約保証金)

第 26 条 本契約に関しては、乙は、保証金の納付を要しない。

(管轄裁判所)

第 27 条 本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(補則)

第 28 条 本契約の条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。本契約書に定めのない事項についても、同様とする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者が記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和●●年●●月●●日

甲 東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 8 階
日本司法支援センター
理 事 長 丸 島 俊 介

乙 東京都●●区●●町……
●●株式会社
代表取締役 ● ● ● ●
(登録番号 T-*****)